

2019年度上期第二、三種冷凍機械法定講習のご案内

本講習は、冷凍機械責任者(第二、三種)試験の受験者を対象に高圧ガス保安法第31条第3項に定められた法定講習及び技術検定です。

法令講習を含む三日間の講習を受講後、技術検定に合格し「講習終了証」を交付されると、国家試験では技術検定の科目が免除され、「法令」一科目のみ受験して合格すれば免状を取得出来ます。

受講だけ又は技術検定不合格では、講習修了とはならず、科目免除は受けられません。

また次年度再検定試験を受けられる場合は再びすべての講習を受講する必要があります。(この場合の講習費用の割引等はありません。)

法定講習及び国家試験とも、資格に制限はありません。どなたでも資格取得に挑戦できます。

主 催 高圧ガス保安協会(KHK)
委託団体 山口県冷凍教育検査事務所
(山口県高圧ガス保安協会内)

☎083-974-5380 担当 京野

※KHKの「講習会開催のご案内」及び郵便振替受付用紙2枚を同封しております。

インターネット受付の場合は振替用紙は不要です。また受講希望の方が多数おられる場合は本紙裏面要領でご請求願います。